

○古賀市公募型補助金交付要綱（改正案）

平成25年8月2日

告示第155号

（目的）

第1条 この要綱は、広く団体から市の目的に合致する公益的事業を公募し、当該事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の自発的な活動を推進・活性化することを目的とする。

（適用）

第2条 前条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、古賀市補助金交付規則（昭和46年規則第2号）の規定を適用する。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件のすべてを満たす団体とする。

- （1） 自主的かつ自立的な運営を行っている民間非営利団体であること。
- （2） 市内で活動を行っていること。
- （3） 定款、規約、会則その他これらに準じるものを有していること。
- （4） 会計処理（予算及び決算を含む。）を適正に行っていること。
- （5） 5人以上で構成されており、構成員の過半数が市内に在住していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体に該当するものは、補助金の交付対象としない。

- （1） 宗教活動、政治活動及び選挙運動を目的とする団体
- （2） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の影響下にある団体
- （3） 国税及び地方税を滞納している団体

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 園芸福祉活動
- (2) 国際交流の推進に資するもの
- (3) 商店街の活性化に資するもの
- (4) 文化芸術の振興に資するもの
- (5) 生涯スポーツの推進に資するもの
- (6) その他市長が適当と認めるもの

2 補助対象事業は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、第2号の規定は、市長が特に認める場合については、この限りでない。

- (1) 団体が自ら企画し、かつ、実施するものであること。
- (2) 市内で実施されるものであること。
- (3) 営利を目的とするものでないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動及び選挙運動を目的とするものでないこと。
- (5) 当該事業の実施について国又は地方公共団体との共催によるものでないこと。
- (6) 当該事業の実施計画（事業効果を含む。）及びその収支計画が明確であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する当該年度の費用のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の補助対象事業の実施に要する費用には、当該団体の運営費その他当該補助対象事業に直接関係しない費用を算入してはならない。

（補助率及び補助金交付額等）

第6条 補助率は、前条に規定する補助対象経費の10分の10とする。ただし、海外渡航費（空港税など含む。）については3分の1とする。

2 前項に規定する場合において、その総額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、同一団体に対して1年度に3事業までとする。この場合において、同一団体が実施する同一事業（事業の目的及び内容又は性質が同一のものをいう。以下同じ。）については、1年度に1事業とする。

4 補助金交付額は、1事業当たり1年度50万円を限度とし、第10条の規定による審査を経て、予算の範囲内で市長が決定するものとする。

(補助対象期間等)

第7条 同一団体が実施する同一事業に対する補助金の交付については、当該事業に係る当初の交付決定をした日の属する年度から起算して3年を超えてはならない。

2 事業の内容又は性質により事業の実施が複数年に及ぶものについては、3年を超えない範囲で補助金を交付すべき期間を市長が認定する。

(補助対象事業の公募)

第8条 市長は、期間を定めて補助対象事業を公募するものとする。

2 市長は、前項の公募に関する条件その他の事項について募集要領を定め、これを公表するものとする。

(応募の方法)

第9条 補助対象事業の公募に応募しようとする団体は、公募型補助金選考申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、指定の期日までに市長へ提出しなければならない。ただし、第8号に規定する書類については、団体を設立して1年に満たない場合に限る。

(1) 定款、規約、会則その他これらに準じる書類

(2) 公募型補助金応募団体概要書(様式第2号)

(3) 公募型補助金事業企画書(様式第3号)

(4) 公募型補助金事業資金収支計画書(様式第4号)

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前年度における団体の事業報告書及び収支決算書

(6) 団体の構成員名簿(ただし、名簿の提出が困難な場合は、これに代わると市長が認めるもの。)

(7) 誓約書(様式第5号)

(8) 設立趣旨書(様式第6号)

(9) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項の規定により補助金の交付期間について複数年の認定を受けた補助事業についても、前項の規定による申請を毎年度行わなければならない。

(事業の審査)

第10条 市長は、前条の規定による補助対象事業の応募があったときは、古賀市補助金審査委員会(古賀市補助金審査委員会条例(平成25年条例第4号))に規定するも

コメント [1]: 記載及び確認がしやすいよう、様式の変更(別紙)

コメント [2]: 記載及び確認がしやすいよう、様式の変更(別紙)

コメント [3]: 前回の審査で、文化協会の会員が多数で、提出側も確認側も労力を要した為例外規定を設けるもの。

コメント [4]: 複数年度事業の審査方法については、要領の改正で対応する。

のをいう。以下同じ。)に当該事業の審査を諮問し、答申を得るものとする。

(選考結果の通知等)

第11条 市長は、前条に規定する答申を参考に、当該補助対象事業の採択の可否を決定し、その結果を当該団体に公募型補助金選考結果通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 前項の規定による補助対象事業の採択決定があった場合において、それ以後に補助金の増額は行わない。

(選考結果の公表)

第12条 市長は、補助対象事業の採択を決定したときは、採択した補助団体の名称、代表者の氏名、補助事業の内容及び補助内示金額を市ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

(補助金の交付申請)

第13条 第11条の規定により採択された補助事業の応募団体は、事業実施年度の事業開始前までに、採択された内容に基づき、補助金の交付申請を行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第14条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定に、補助金の交付を受けた団体が事業の完了により相当の収益を生ずると認められる場合は、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付すものとする。

(実績報告)

第15条 補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業が完了したときには、次に掲げる書類に関係資料を添えてすみやかに市長に提出しなければならない。

(1) 公募型補助金事業実績報告書(様式第8号)

(2) 公募型補助金事業資金収支報告書(様式第9号)

(3) 公募型補助金事業成果報告書(様式第10号)

2 市長は前項の書類等に基づき、補助金の額を確定したときは、事業担当課の評価を付し、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の報告を受け、事業内容について意見を述べることができる。

コメント [5]: 選考結果以外に、事後評価を行いたい為、その方法について、第15条2・3項、第16条にて明記

コメント [6]: 運用で日にちを設定するものの、すぐに提出していただく必要があるという趣旨を追加。

コメント [7]: 様式第4号に類似した内容にして対応させている。様式第4号の改正に伴い改正する。

コメント [8]: 実績報告書の提出がなされた後、担当課による行政評価を添付して、委員会に報告する。

コメント [9]: 事務局にて第2項の資料をまとめ、委員会の意見をいただく。

(事業実績の公表)

第16条 市長は前条第3項の内容について、市ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

コメント [10]: 団体の自己評価・行政評価・委員会の評価等を公表予定

(補助金の交付時期)

第17条 補助金の交付は、年度ごとの事業完了後とする。ただし、市長が事業の性質上当該事業の完了前に交付することが適当と認めるときは、事業完了前に一括又は分割して交付することができる。

コメント [11]: 第16条を追加した為1条ずつずれる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、団体が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

コメント [12]: 第16条を追加した為1条ずつずれる。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(庶務)

第19条 この要綱に基づく補助事業の公募等に関する庶務は、総務部財政課及び補助対象事業の担当課において処理する。

コメント [13]: 第16条を追加した為1条ずつずれる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

コメント [14]: 第16条を追加した為1条ずつずれる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。